

庄原市一般廃棄物処理施設建設工事
公募説明書

平成 30 年 12 月

庄 原 市

目 次

第 1	趣旨.....	1
第 2	募集事項.....	2
2-1	事業名.....	2
2-2	対象となる施設の種類.....	2
2-3	発注者.....	2
2-4	事業の概要.....	2
2-4-1	事業場所.....	2
2-4-2	施設概要.....	2
2-5	事業期間.....	3
2-6	事業範囲.....	3
2-7	事業の上限額.....	3
2-8	施設整備費の支払い.....	3
2-9	交付金対象事業.....	3
2-10	事業の流れ.....	4
2-11	事業者選定スケジュール.....	5
2-12	法令等の遵守.....	5
第 3	応募に関する条件等.....	6
3-1	応募者の参加資格要件.....	6
第 4	事業者の決定.....	8
4-1	優先交渉権者の選定.....	8
4-1-1	優先交渉権者の選定方法.....	8
4-1-2	提案書の審査.....	8
4-1-3	優先交渉権者等の決定.....	8
4-1-4	決定結果の通知及び公表.....	8
4-2	契約手続き等.....	8
4-2-1	契約の締結.....	8

4-2-2	契約を締結しない場合	9
第5	応募の手続に関する事項	11
5-1	応募の手続	11
5-1-1	実施要領の公表	11
5-1-2	応募資格確認申請に関する質問受付	11
5-1-3	応募資格確認申請に関する質問への回答書の公表	11
5-1-4	応募資格確認申請書類の提出	12
5-1-5	応募資格確認結果の通知	12
5-1-6	応募資格がないと認められた者に対する理由の説明	12
5-1-7	設計図書等の配付	13
5-1-8	現地見学	13
5-1-9	設計図書に関する質問受付	13
5-1-10	設計図書に関する質問への回答書の公表	14
5-1-11	応募の辞退	14
5-1-12	企画提案書類の提出	14
5-1-13	事務局	14
5-2	応募に関する留意事項	14
5-2-1	公正な応募の確保	14
5-2-2	書類の差し替え等の禁止	15
5-2-3	応募手続の延期等	15
5-2-4	応募の無効	15
5-2-5	費用の負担	15
5-2-6	使用言語、単位及び通貨	15
5-2-7	企画提案書類の取扱い	15
5-2-8	発注者の提供する資料の取扱い	15
5-2-9	その他	16
第6	提出書類	17
6-1	応募資格確認書類	17

6-2	応募辞退時の提出書類	17
6-3	企画提案書類	17
第7	提出書類作成要領	18
7-1	一般的事項	18
7-2	応募資格確認申請時の提出書類	18
7-3	価格提案書	18
7-4	技術提案書・提案設計図書	18
第8	その他	19

第 1 趣旨

庄原市一般廃棄物処理施設建設工事（以下「本事業」という。）においては、施設整備に係る専門的な知識やノウハウを有することが必要となるため、価格だけでなく、事業提案内容によって優先交渉権者を決定するプロポーザル方式を採用するものとした。

本説明書は、発注者が本事業を実施する事業者をプロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めたものである。

本事業に参加を希望する者は、本説明書に従い必要な資料を提出しなければならない。

また、以下の別添資料 1 から 5 に示す資料は、本説明書と一体であるが、別添資料 2 以降は応募資格を有すると認めた者に配布するものである。

別添資料 1：様式集 I（応募資格確認申請関係等）（第 1 号～第 6 号）

別添資料 2：優先交渉権者選定基準

[以降の書類を「設計図書」とする。]

別添資料 3：様式集 II（応募資格確認結果通知後）（第 7 号～第 10 号）

別添資料 4：様式集 III（技術提案書及び価格提案書）（第 11 号～12 号）

別添資料 5：発注仕様書

第2 募集事項

2-1 事業名

庄原市一般廃棄物処理施設建設工事

2-2 対象となる施設の種類の種類

一般廃棄物処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）

2-3 発注者

庄原市長 木山 耕三

2-4 事業の概要

2-4-1 事業場所

事業場所：広島県庄原市一木町 266 番地 2 及び隣接地

敷地面積：約 3,605 m²（進入道路は除く）※末尾図面参照

なお、敷地については平成 32 年 3 月末までに発注者で造成済みの予定である。

2-4-2 施設概要

施設区分	概要	
エネルギー回収型 廃棄物処理施設	処理対象物	燃えるごみ 可燃残渣(リサイクルプラザで選別処理した際 に発生する残渣) 災害廃棄物
	処理方式	准連続運転式ストーカ炉
	処理能力	34t/日(17t/16h×2炉)

- ①受入・供給設備 : ピットアンドクレーン方式、ダンピングボックス
- ②燃焼設備 : 焼却方式
- ③燃焼ガス冷却設備 : 水噴射式
- ④排ガス処理設備 : ろ過式集じん器、乾式排ガス処理設備（提案による）
- ⑤通風設備 : 平衡通風方式
- ⑥余熱利用設備 : 場内給湯等（提案による）
- ⑦給水設備 : 生活用 上水
プラント用 上水及び再利用水
- ⑧排水処理設備 : ごみ汚水 蒸発酸化処理
プラント排水 処理後再利用（クローズド方式）
※洗車排水を含む
生活排水 合併処理浄化槽処理後、処理水は再利用
- ⑨飛灰処理設備 : 常時使用 ジェットパック方式
緊急時使用 薬剤処理方式（提案による）
- ⑩電気・計装設備 : 電気設備 高圧受電方式
計装設備 中央集中管理方式

2-5 事業期間

契約締結の日から平成 34 年 3 月 31 日まで（試運転含む）

2-6 事業範囲

事業者が行う本事業の業務範囲は次のとおりとする。また、業務の具体的な範囲については、発注仕様書を参照すること。

- ①事業者は、施設の設計・施工業務を行う。
- ②施工については、機械設備工事、建築物及び建築設備工事、並びにその他の関連工事を行う。
- ③建築確認等の諸手続き、施設の試運転及び引渡性能試験を行う。

なお、本事業の設計・施工監理は、コンサルタントに別途発注する予定としているので留意すること。

2-7 事業の上限額

本事業の上限額は、4,265,453,000 円（消費税及び地方消費税の額は含まない）とする。なお、各年度における事業費の割合は次のとおりである。

平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
5 %	45%	50%

2-8 施設整備費の支払い

発注者は、庄原市契約規則（平成 17 年庄原市規則第 47 号）等に基づき、施設整備費を事業者を支払う。

2-9 交付金対象事業

本事業は、環境省循環型社会形成推進交付金の交付対象事業として実施するため、指定された期日までに交付金対象に係る出来高を達成すること。なお、各年度の出来高については、契約時の協議により定めるものとするが、年度途中において次年度以降への一部繰越し、又は次年度以降分の繰り上げの必要が生じることがあるので適切に対応しなければならない。

なお、このことにより契約金額の変更は行わない。

2-10 事業の流れ

本事業における公告から契約締結に至る流れは、次のとおりである。



2-11 事業者選定スケジュール

本事業における事業者選定スケジュールは、次のとおりとする。

日 程	内 容
平成 30 年 12 月 3 日	公告、公募説明書の公表
平成 30 年 12 月 17 日	応募資格確認申請に関する質問書の受付期限
平成 30 年 12 月 19 日	応募資格確認申請に関する質問書に対する回答
平成 30 年 12 月 25 日	参加表明書及び応募資格確認申請書の受付期限
平成 31 年 1 月 9 日	応募資格審査結果の通知
平成 31 年 1 月 18 日	設計図書の配布期限（配付期間：1 月 10 日～18 日）
平成 31 年 1 月 10 日～21 日	現地見学期間（見学申込は、期間中随時受付）
平成 31 年 1 月 22 日	設計図書に関する質問書の受付期限
平成 31 年 1 月 28 日	設計図書に関する質問書に対する回答
平成 31 年 2 月 22 日	技術提案書、価格提案書の受付期限
平成 31 年 4 月下旬	技術対話の実施
平成 31 年 5 月上旬	審査結果公表（優先交渉権者の選定）
平成 31 年 5 月中旬	優先交渉権者との交渉期間
平成 31 年 5 月下旬	工事請負仮契約
平成 31 年 6 月上～下旬	工事請負本契約締結（議会議決）

2-12 法令等の遵守

事業者は、本事業の実施にあたり、関連する法令、条例、規則、要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考にすること。

第3 応募に関する条件等

次の3-1に示す全ての要件を満たす者を対象とする。

3-1 応募者の参加資格要件

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ②庄原市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- ③公告日から優先交渉権者の決定の日までの間のいずれの日においても、庄原市建設業者指名除外基準要綱（平成17年庄原市告示第131号）又は広島県建設業者等指名除外要綱の各規定による指名除外を受けていない者であること。
加えて、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けていない者であること。
- ④建設工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく特定建設業（清掃施設工事業）の許可を有していること。
- ⑤建設業法の経営事項審査における建設工事の種類「清掃施設工事」における総合評定値が800点以上であること。
- ⑥建設工事に対応する監理技術者（清掃施設工事業の監理技術者資格者証の交付を受け、かつ監理技術者講習を修了している者）であり、かつ地方自治体（一部事務組合を含む）が発注した一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）の建設工事の実績のある技術者を工事現場に専任で配置できること。
- ⑦以下の条件を全て満たす実績があること。
 - ・地方自治体（一部事務組合を含む）が発注した一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）を元請として建設した実績があること。
 - ・平成元年以降、2炉構成の間欠運転式ストーカ炉（2炉合計の処理能力が70t/日未満）を建設した実績を有すること。
 - ・上記の施設が1年以上稼働している実績を有すること。
- ⑧庄原市税（事業者における法人市民税、固定資産税、軽自動車税）の滞納がないこと。
- ⑨国に納付すべき消費税・地方消費税及び法人税の滞納がないこと。
- ⑩暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が所属していないこと、又は暴力団関係者がその事業活動を支配していないこと。
- ⑪廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- ⑫会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされた者でないこと。
- ⑬破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑭会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（ただ

し、会社更生法に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けたものを除く。）でないこと。

- ⑮ 本事業に関する発注支援業務を受注した株式会社東和テクノロジーと資本面若しくは人事面で関係がある者でないこと。

資本面で関係のある者とは、一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合をいい、人事面で関係のある者とは、一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。

第4 事業者の決定

4-1 優先交渉権者の選定

4-1-1 優先交渉権者の選定方法

本事業の事業者の選定方法については、提案価格のほか、設計・建設等の提案内容、発注者の発注仕様との適合性等の各面から総合的に評価するプロポーザル方式を採用するものとし、指定した発注仕様を満たしている提案をした応募者の中から、下記の方法をもって優先交渉権者及び次点交渉権者（以下「優先交渉権者等」という。）を選定する。

優先交渉権者選定にあたっての基準等は、優先交渉権者選定基準による。なお、この基準は、参加資格を有すると認められた応募者に対し、設計図書とあわせて配付する。

4-1-2 提案書の審査

応募者から提出された提案書は、「プロポーザル方式による庄原市一般廃棄物処理施設建設工事業務受託候補者選定審査会（以下「審査会」という。）」において審査を行い、優先交渉権者等を選定する。

4-1-3 優先交渉権者等の決定

発注者は、審査会による選定結果を踏まえて、優先交渉権者等を決定する。

4-1-4 決定結果の通知及び公表

決定結果は、優先交渉権者等の決定後、速やかに応募者に対して通知するとともに、発注者ホームページにおいて公表する。電話等による問合せには応じない。

なお、審査講評については、優先交渉権者等との契約締結後に公表する。

4-2 契約手続き等

4-2-1 契約の締結

①発注者は、優先交渉権者と交渉のうえ仮契約を締結する。仮契約締結にあたっては、企画提案時に提示した価格提案書の金額を上限として交渉を行い、協議の整った金額に100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって契約金額とする。なお、契約期間中に、消費税及び地方消費税の税率が変更された場合、発注者は当該変更後の税率に基づき増額又は減額された税額を負担するものとする。

また、仮契約を結ぼうとする者は、庄原市契約規則第7条に規定する契約保証金を納めなければならない。

②仮契約締結後、庄原市議会の議決がなされたときに本契約となるものとする。

4-2-2 契約を締結しない場合

①応募資格の欠如

優先交渉権者決定日の翌日から契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間、優先交渉権者が応募資格を欠くこととなった場合、発注者は優先交渉権者と契約を締結しない場合がある。

②不公正な行為

優先交渉権者決定日の翌日から契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間、優先交渉権者が次のいずれかに該当する場合、発注者は、優先交渉権者に書面で通知することにより、仮契約を締結せず又は本契約として成立させないことができるものとする。この場合において、優先交渉権者は、発注者の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を発注者に支払う義務を負担する。

- (a) 公正取引委員会が、優先交渉権者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含む。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項の規定による排除措置命令を行い、同条第7項又は独占禁止法第52条第5項の規定により当該排除措置命令が確定したとき。
- (b) 公正取引委員会が、優先交渉権者に違反行為があったとして独占禁止法第50条第1項の規定による納付命令を行い、同条第5項又は独占禁止法第52条第5項の規定により当該納付命令が確定したとき。
- (c) 優先交渉権者が独占禁止法第49条第6項又は第50条第4項の規定による審判の請求をした場合において、独占禁止法第66条の規定により当該請求に対する審決（同条第3項の規定による原処分を全部を取り消す審決を除く。）がされたとき（独占禁止法第77条の規定による審決の取り消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (d) 優先交渉権者が、公正取引委員会が優先交渉権者に違反があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定によりこの審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき。
- (e) 優先交渉権者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について刑法（明治40年法律第45号。その後の改正を含む。）第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。

③反社会的勢力の排除

優先交渉権者決定日の翌日から契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間、優先交渉権者が次のいずれかに該当する場合、発注者は、優先交渉権者に書面で通知することにより、仮契約を締結せず又は本契約として成立させないことができるものとする。この場合において、優先交渉権者は、発注者の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を発注者に支払う義務を負担するものとする。

- (a) 役員等（法人である場合の役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下本項において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。その後の改正を含む。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下本項において同じ。）及び暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下本項において同じ。）又は暴力団員と密接な関係を有するもの（以

下本項において「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。

- (b) 暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (c) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用していると認められるとき。
- (d) 役員等が、暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (e) 役員等が暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

④留意事項

契約内容に関する協議が成立しない場合、上記①から③により事業契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させない場合、発注者は優先交渉権者に対して一切の費用負担を負わないものとする。この場合、発注者は、次点交渉権者と契約交渉を行う。

第5 応募の手続に関する事項

5-1 応募の手続

5-1-1 実施要領の公表

発注者は、次のとおり、実施要領を公表する。

①公表日

平成30年12月3日（月）

②実施要領等の配布

実施要領及び様式集Iを次のとおり配布する。また、発注者のホームページからもダウンロードすることができる。

(a) 配布期間

平成30年12月3日（月）から平成30年12月25日（火）までの9時から17時までとする。ただし、庄原市の休日を定める条例（平成17年庄原市条例第2号）第1条に規定する市の休日（以下「休日等」という。）を除く。

(b) 配布場所及びホームページ

「5-1-13 事務局」を参照

(c) その他

実施要領等を「5-1-13 事務局」にて配布する。配布対象者は、本事業への参加を希望する企業等（以下「応募者」という。）とする。

実施要領等の受取に際しては、「5-1-13 事務局」に電話にて連絡し、配付を受けるための事前予約を行うほか、社員証等、身分を証するものを持参すること。

5-1-2 応募資格確認申請に関する質問受付

実施要領のうち、応募資格確認申請に関する質問を、次のとおり受け付ける。

①提出方法

応募資格確認申請に関する質問がある場合は、「応募資格確認申請に関する質問書」（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、電子メールにより「5-1-13 事務局」に提出すること。電話やファクシミリ、口頭による質問は受け付けない。

発注者は、電子メールにより受信確認通知を各提出者へ送信する。受信確認通知が翌日（休日等の場合は、翌開庁日）までに無い場合は、「5-1-13 事務局」へ電話確認を行うこと。

②受付期限

平成30年12月17日（月）17時まで

5-1-3 応募資格確認申請に関する質問への回答書の公表

応募資格確認申請に関する質問への回答は、平成30年12月19日（水）に発注者ホームページにおいて公表する。電話等による問合せには応じない。

なお、回答内容については、本事業に直接関係するもののみ回答するものとし、すべての質疑に回答するとは限らない。

5-1-4 応募資格確認申請書類の提出

応募者は、参加表明書とあわせて応募資格確認申請書類を次のとおり提出すること。

①提出書類

「第6 提出書類」の「6-1 応募資格確認書類」のとおり。

②提出方法

郵送又は持参による。

郵送による提出の場合は、一般書留郵便を原則とし、受付期限までに受付場所に必着すること。ゆうパック等の利用も可能であるが、特定記録等の配送の記録が証明できる書類を提示できるものに限る。

③受付場所

「5-1-13 事務局」を参照

④受付期限

平成 30 年 12 月 25 日（火）17 時まで

5-1-5 応募資格確認結果の通知

応募資格確認結果は、応募者に対して、平成 31 年 1 月 9 日（水）に電子メールで通知する。

なお、応募資格を有すると認められた応募者名等については公表しない。

5-1-6 応募資格がないと認められた者に対する理由の説明

応募資格確認結果の通知により、応募資格がないと認められた応募者は、発注者に対して、平成 31 年 1 月 16 日（水）までに応募資格がないと認めた理由を問う書面（様式自由。ただし企業等の代表者印を要する。）を郵送にて提出することにより、説明を求めることができる。

発注者は、説明を求められたときは、説明を求めた応募者に対して、平成 31 年 1 月 25 日（金）までに書面により回答する。

5-1-7 設計図書等の配付

発注者は、応募資格確認の結果、応募資格を有すると認められた応募者に対し、設計図書及び優先交渉権者選定基準を配付する。

①配布方法

設計図書等は、書面又はデータファイルにより受け渡す。

データファイルでの受け渡しを希望する場合は、500MB以上の空き容量を有したUSBメモリを持参すること。なお、USBメモリは、あらかじめウイルスチェックを行い、ウイルスに感染していないものを持参すること。

②配付期間

平成31年1月10日（木）から平成31年1月18日（金）までの9時から17時までとする。ただし、休日等を除く。

③配付場所

「5-1-13 事務局」を参照

④その他

設計図書等の受取に際しては、「5-1-13 事務局」に電話にて連絡し、配付を受けるための事前予約を行うほか、社員証等、身分を証するものを持参すること。

5-1-8 現地見学

①開催期間

平成31年1月10日（木）から平成31年1月21日（月）までの間

②申込方法等

事業場所の確認を希望する応募者は、「現地確認に対する申請書」（様式第7号）により、現地見学の開催期間中に電子メールにより「事務局」に提出すること。電話やファクシミリ、口頭による申込みは受け付けない。

発注者は、日程を調整した上で、各提出者へ電子メールで通知する。

なお、参加人数の制限は5名以内とし、現地見学の当日において本事業に関する質問は受け付けない。

5-1-9 設計図書に関する質問受付

設計図書に関する質問を、次のとおり受け付ける。

①提出方法

設計図書に関する質問がある場合は、「設計図書に関する質問書」（添付様式第8号）に必要事項を記入のうえ電子メールにより「5-1-13 事務局」に提出すること。電話やファクシミリ、口頭による質問は受け付けない。

発注者は、電子メールにより受信確認通知を各提出者へ返信する。受信確認の通知が翌日（休日等の場合は、翌開庁日）までに無い場合は、「5-1-13 事務局」へ必ず電話確認を行うこと。

②受付期限

平成31年1月22日（火）17時まで

5-1-10 設計図書に関する質問への回答書の公表

設計図書に関する質問への回答は平成 31 年 1 月 28 日（月）に電子メールにより回答する。なお、電話等による問合せには応じない。

あわせて、本事業に直接関係するもののみ回答を行うものとし、すべての質疑に回答するとは限らない。

5-1-11 応募の辞退

応募資格を有する旨の通知を受けた応募者が、応募を辞退する場合は、企画提案書類提出期限までに、応募辞退届（様式第 9 号）を提出すること。

5-1-12 企画提案書類の提出

本事業に企画提案を行う応募者は、企画提案書類を次のとおり提出すること。

①提出書類

「第 6 提出書類」の「6-3 企画提案書類」のとおり。

②提出方法

郵送又は持参による。

郵送による提出の場合は、一般書留郵便を原則とし、受付期限までに受付場所に必着すること。ゆうパック等の利用も可能であるが、特定記録等の配送の記録が証明できる書類を提示できるものに限る。

③提出先

「5-1-13 事務局」を参照

④提出期限

平成 31 年 2 月 22 日（金）17 時まで

5-1-13 事務局

本事業の事務局は次のとおりである。

事務局	広島県庄原市役所 総務部管財課契約係
住所	〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目 10 番 1 号
電話	TEL : 0824-73-1203
電子メール	kanzai@city.shobara.lg.jp
ホームページ	http://www.city.shobara.hiroshima.jp

5-2 応募に関する留意事項

5-2-1 公正な応募の確保

応募者は、独占禁止法等に抵触することのないように留意すること。また、応募者は、本説明書に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。

5-2-2 書類の差し替え等の禁止

応募者は、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出をすることができない。

5-2-3 応募手続の延期等

発注者は、応募手続を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

5-2-4 応募の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する応募は無効とする。

- ①応募資格がない者による応募
- ②提出書類に虚偽の記載をしたもの
- ③提出書類の記載事項が不明なもの又は記名若しくは押印のないもの
- ④提出書類が不足しているもの
- ⑤提案価格が、事業の上限額を超えるもの。
- ⑥2通以上の価格提案書を提出したもの
- ⑦価格提案書の金額を改ざん又は訂正したもの
- ⑧その他応募条件に違反して応募したもの

5-2-5 費用の負担

応募に関して応募者が要する費用は、それぞれの応募者の負担とする。

5-2-6 使用言語、単位及び通貨

使用する言語、単位及び通貨は、日本語、計量法（平成4年法律第51号）に定める単位及び日本国通貨に限る。

5-2-7 企画提案書類の取扱い

①著作権

企画提案書類の著作権は応募者に帰属する。

②特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

③企画提案書類の使用等

提出された企画提案書類は、優先交渉権者の選定に関わる開示以外に応募者に無断で使用しない（使用する場合は、事前に各応募者の書面による承諾を得る。この場合、発注者は承諾を得た範囲につき無償で使用することができるものとする。）。

なお、提出された企画提案書類は返却しない。

5-2-8 発注者の提供する資料の取扱い

応募者（応募を辞退した者を含む）は、発注者が提供する資料を、本件応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

5-2-9 その他

- ①本説明書に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、適宜、書面にて送付する。
- ②発注者が提示する資料及び回答書は、本説明書と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

第6 提出書類

6-1 応募資格確認書類

応募者は、次の提出書類を2部（正本1部、副本1部）提出すること。

- (1) 参加表明書（様式第2号）
- (2) 市税等納税調査承諾書（様式第3号）
- (3) 資格要件を証明する書類
 - ① 資格要件を証明する書類 ※鑑（様式第4号）
 - ② 納税証明書の写し
 - ③ 会社概要（様式第5号）
 - ④ 法人登記簿謄本
 - ⑤ 清掃施設工事に係る特定建設業の許可書（写し）
 - ⑥ 建設実績並びに配置予定の監理技術者の経歴及び業務実績（様式第6号）
 - ⑦ 配置予定の監理技術者と雇用関係を明らかにする書類
 - ⑧ 配置予定の監理技術者の資格者証等の写し
 - ⑨ 「清掃施設工事」における総合評定値を証明できる書類

6-2 応募辞退時の提出書類

応募辞退時は、次の書類を1部提出すること。

- (1) 応募辞退届（様式第9号）

6-3 企画提案書類

応募者は、次の書類を指定の部数提出すること。

- | | |
|--|-----------|
| (1) 企画提案書類提出届（様式第10号） | 1部 |
| (2) 技術提案書（様式第11号） | 正本1部、副本2部 |
| (3) 価格提案書（様式第12号） | 1部 |
| (4) 提案設計図書 <ol style="list-style-type: none">① 施設概要説明図書（様式任意）② 設計仕様書（別添資料5の発注仕様書をベースとした任意様式）③ 図面（様式任意）④ 工事工程表（様式任意） | 正本1部、副本2部 |
| (5) 提案書類（(2)及び(4)の書類）の電子データ | 2部 |

※上記(4)①～④は、別添資料5「発注仕様書 第1章 第9節 1項」を参照のこと。

第7 提出書類作成要領

7-1 一般的事項

各提出書類を作成するにあたっては、特に発注者の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- ①各提出書類に用いる言語は日本語、通貨は円、単位はSI単位とする。また、原則として横書きで記述する。
- ②各様式に記載されている指示に従うこと

7-2 応募資格確認申請時の提出書類

応募資格確認申請時の提出書類を作成するにあたっては、特に発注者の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- ①資格審査申請書（様式第4号）を表紙として、提出書類を所定の順番でまとめ、A4版・縦・左綴じとして提出すること。

7-3 価格提案書

価格提案書を作成するにあたっては、特に発注者の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- ①価格提案書（様式第12号）は、封筒に入れ、密封して提出すること。
- ②提案価格は、設計・施工業務に係る対価として算定すること。
- ③提案価格には、消費税及び地方消費税を加えないこと。
- ④技術提案書との整合性を確保すること。

7-4 技術提案書・提案設計図書

技術提案書及び提案設計図書を作成するにあたっては、特に発注者の指示がない限り、次の事項に留意すること。

①技術提案書

- ・様式に示す所定のページ数とし、様式の順番で1冊にまとめ、A4版（A3版書類についてはA4版に折込み）・縦・横書き・片面・左綴じとして、3部（正本1部、副本2部）提出すること。
- ・文字サイズは10.5ポイント以上（図表は含めない）とすること。
- ・各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、正本のみ発注者から送付された応募資格確認結果通知書に記載された「受付企業名」を右下欄に記入すること。

②提案設計図書

- ・「発注仕様書 第1章 第9節 1項」に記載した順番で1冊にまとめ、A4版（A3版書類についてはA4版に折込み）・縦・横書き・片面・左綴じとして、各3部（正本1部、副本2部）提出すること。
- ・詳細は発注仕様書参照のこと。
- ・正本のみ発注者から送付された応募資格審査結果通知書に記載された「受付企業名」を右下欄に記入すること。

- ・図面については、JIS の建築製図通則に従って作成することとし、正本のみ右下に図面名称及び発注者から送付された応募資格審査結果通知書に記載された「受付企業名」を記入すること。副本については社名を削除すること。
- ③提案書のうち文章で記載するものについては、図表、絵及び写真等を使用してよい。また、着色は自由とする。
- ④副本については、ロゴマークの使用を含めて、企業名がわかる記述を避けること。ただし、技術提案書及び設計図書のうちの正本1部については、企業名を明らかにすること。（正本に企業の凡例をつける対応も可とする）。
- ⑤提出書類の記載事項については、書類間の不整合がないよう留意すること。
- ⑥発注者に提出する提案書の電子データは、基本的には Microsoft Word（windows 版とし、バージョンは 2010 以後とする。）、Microsoft Excel（windows 版とし、バージョンは 2010 以後とする。）を使用すること。なお、図等を文書に貼り付ける場合は、上記ソフト以外のものを使用してもよい。

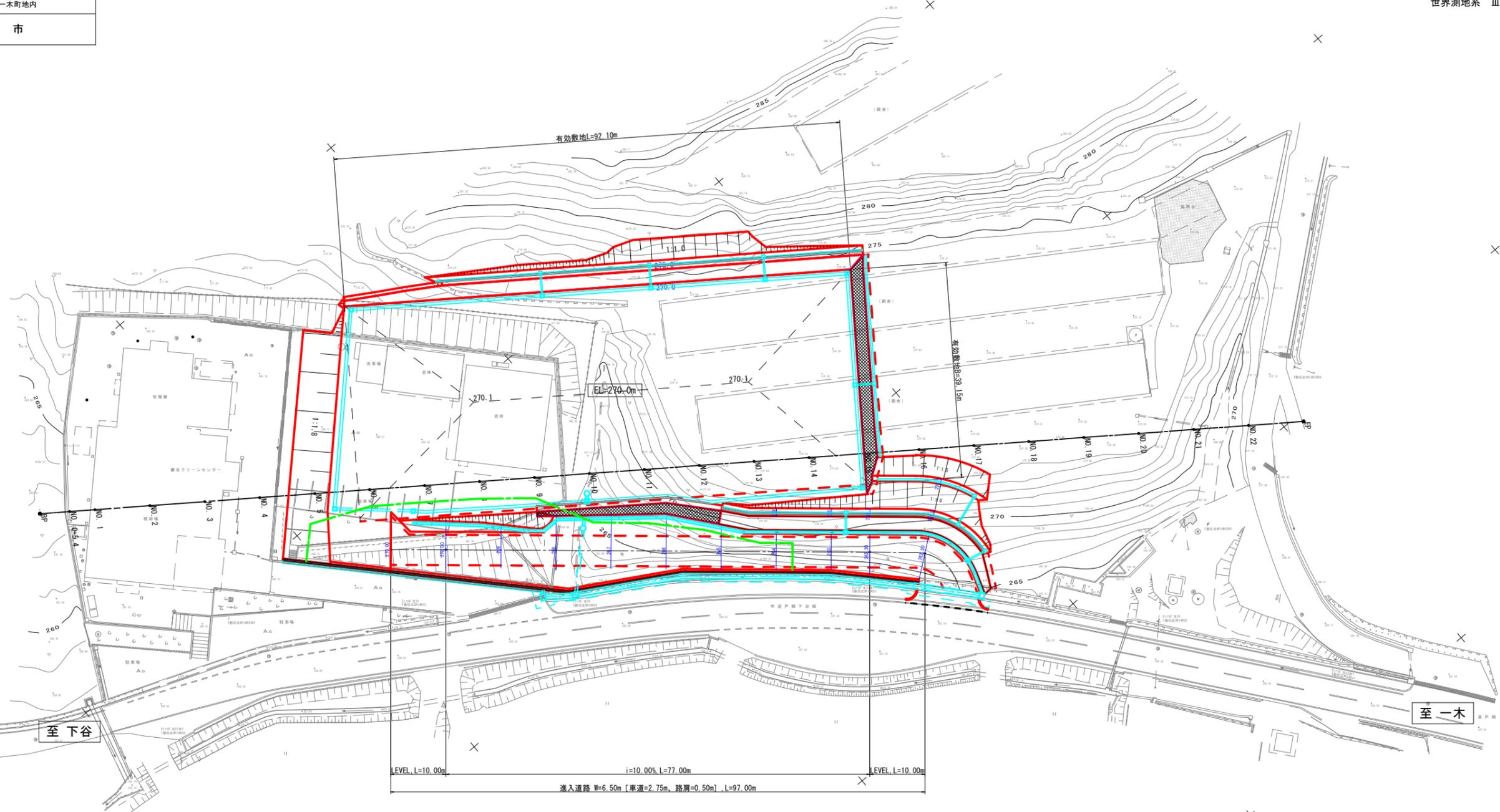
第8 その他

本説明書に定めることその他、本件実施にあたって必要な事項が生じた場合には、応募資格確認結果の通知前においては発注者ホームページにおいて公表するので、適宜、確認すること。

また、応募資格確認結果の通知後においては応募者に通知する。

造成計画平面図

平成 年度施工	
図面番号	5/49 縮尺 1:400
工種	焼却施設整備事業
種別	造成計画平面図 番号 1/1
路線名	庄原市一般廃棄物処理施設
工事箇所	庄原市一木町地内
庄原市	



至下谷

至一木



用途制限範囲

図中の用途制限範囲内に建築物および工作物を設置しないこと。

※ 本図は、平成30年10月31日現在の計画平面図である。

※ 本図は、「平成29年度 庄原市一般廃棄物処理施設地形測量業務」で実施した250分の1地形図を縮小したものである。